

青森県報

第二千八百二十号

平成十九年
八月十七日
(金曜日)

規則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十六号

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則（昭和三十七年三月青森県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号口中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、同口(5)中「(4)」を「(5)」に改め、同(5)を同口(6)とし、同口(4)を同口(5)とし、同口(3)の次に次のように加える。

(4) 住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な経費

第二条第一号八を削り、同号二の(1)中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同二を同号八とし、同号ホを同号二とし、同号ヘ中(3)を削り、(4)を(3)とし、同ヘに次のように加える。

(4) その他(1)から(3)までに掲げるものに準ずるやむを得ない事由によること。
第二条第一号中ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、リをチとし、次のように加える。

リ 要保護世帯向け長期生活支援資金（一定の居住用の不動産を有し、将来にわたり当該不動産を所有し、又は当該不動産に居住することを希望する高齢者世帯で生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第二条に規定する保護を必要とするものに対し、当該不動産を担保として、生計を維持するために必要な経費として貸し付ける資金）

目次

規則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（健康福祉課）…一

告示

過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行……………（道路課）…二

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………（経営支援課）…二
大規模小売店舗の変更の届出……………（同）…三
右……………（同）…四
建設業者の許可の取消し……………（三八地域局）…五

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………（事務局）…五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………（同）…六
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………（同）…八
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………（同）…八
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………（同）…九
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出……………（同）…九

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
-----	------	-------	---------

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百八号
 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。
 平成十九年八月十七日

告 示

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

福社資金								
福社資金								
福社資金								

福社資金								
福社資金								
福社資金								

福社資金								
福社資金								
福社資金								

に改める。
を
に
を

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。
 平成十九年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

福浦川目線	下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一 下北郡石川町大字長後字縫道石一の一 下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一 石川町大字長後字縫道石一の一 石川町大字長後字縫道石一の一 石川町大字長後字縫道石一の一 石川町大字長後字縫道石一の一 石川町大字長後字縫道石一の一 石川町大字長後字縫道石一の一 石川町大字長後字縫道石一の一	改築（道路改良）	平成 元・六・二〇
-------	---	----------	--------------

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヤマダ電機テックランドむつ店
 むつ市中央二丁目七七の三四外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ヤマダ電機
 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一
 代表取締役 山田 昇
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ヤマダ電機
 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一
 代表取締役 山田 昇
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十年三月三十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二、一五九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一一九台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

六二台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

二二七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十九年七月三十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成十九年八月十七日から同年十二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十二月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市大字早稲田四丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|                                                            |                                                            |   |   |   |   |              |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---|---|---|---|--------------|
| 変                                                          | 更                                                          | 前 | 変 | 更 | 後 | 変更年月日        |
| セントラルリーディングシステム株式会社<br>北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一<br>代表取締役社長 後藤敏之 | セントラルリーディングシステム株式会社<br>北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一<br>代表取締役社長 城座勝明 |   |   |   |   | 平成<br>一九・六・七 |

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一外

四 届出年月日

平成十九年八月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年八月十七日から同年十二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十二月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンワドー青森中央二号館

青森市青葉三丁目五の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

オリックス不動産株式会社

東京都港区浜松町二丁目四の一

代表取締役 西名弘明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンワドー

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

四 変更しようとする事項

| 区 分         | 変 更 前 | 変 更 後       | 変更年月日     | 大規模小売店舗の設置に関する事項 |                 |          |                 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 |                 |                              |                              |                              |                              |
|-------------|-------|-------------|-----------|------------------|-----------------|----------|-----------------|------------------|-----------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
|             |       |             |           | 駐車場の収容台数         | 駐車場の位置及び幅       | 駐輪場の収容台数 | 位置及び幅           | 荷さばき施設の位置及び面積    | 積置面積            | 大規模小売店舗の営業開始時刻               | 大規模小売店舗の営業終了時刻               | 大規模小売店舗の営業開始時刻               | 大規模小売店舗の営業終了時刻               |
| 六、二〇〇平方メートル | 四四一台  | 七、九三八平方メートル | 平成二〇・三・二五 | 四四一台             | 位置は、届出書添付図面のとおり | 二〇台      | 位置は、届出書添付図面のとおり | 九一平方メートル         | 位置は、届出書添付図面のとおり | （ただし、年間十日間）午前八時四十五分から午後九時十五分 | （ただし、年間十日間）午前八時四十五分から午後九時十五分 | （ただし、年間十日間）午前八時四十五分から午後九時十五分 | （ただし、年間十日間）午前八時四十五分から午後九時十五分 |

|                           |      |                           |
|---------------------------|------|---------------------------|
| 駐車場の<br>出入口の<br>数及び位<br>置 | 二十か所 | 十九か所(位置は、届<br>出書添付図面のとおり) |
| る時間帯                      | まで   |                           |

五 届出年月日

平成十九年七月二十四日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年八月十七日から同年十二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十二月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 米内鉄工株式会社

二 代表者の氏名 米内 蔵人

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字北沼一の一三五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第九六六四号

五 取消年月日 平成十九年七月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

|           |         |           |             |                     |                 |
|-----------|---------|-----------|-------------|---------------------|-----------------|
| 善友会       | 政治団体の名称 | 代表者<br>氏名 | 会計責任<br>者氏名 | 主たる事務所の所在地          | 届出<br>年月日       |
| 上田<br>善四郎 |         | 木村<br>富士夫 |             | 八戸市大字新井田字横町三<br>〇の一 | 平成<br>一九・六<br>一 |

|             |            |             |               |                  |                  |                    |              |             |             |                   |                  |                |              |                |                    |                 |           |
|-------------|------------|-------------|---------------|------------------|------------------|--------------------|--------------|-------------|-------------|-------------------|------------------|----------------|--------------|----------------|--------------------|-----------------|-----------|
| 順誠会         | 市政を良くする会   | みことの会       | 沢藤一雄後援会       | うみねこの会           | 青森県介護政治連盟        | 川井健雄後援会            | 美洋会          | 藤娘会         | 豊美会         | 南風会               | 三島会              | 幸友会            | ごうゆう会        | 孝創の会           | 阿保淳之進後援会           | 三上金一後援会         | 天間勝則後援会   |
| 宮下順一郎       | 新谷千恵       | 中野渡 詔子      | 畑中重宏          | 島脇一男             | 中山辰巳             | 田中 裕               | 坂本美洋         | 藤川優里        | 豊田美好        | 壬生 八十博            | 越後賢司             | 上條幸哉           | 工藤雄剛         | 小屋敷孝           | 阿保 淳之進             | 齋藤浄修            | 藤原泰広      |
| 宮下淑子        | 新谷泰造       | 川村尚史        | 秋濱 奈都子        | 島脇一男             | 前田 寛             | 川井裕美               | 熊谷良幸         | 月折隆之        | 豊田貴光        | 小林正明              | 宇都宮 恵美子          | 井沼敬悦           | 石藤ミヨ         | 北城 健           | 阿保 淳之進             | 三上金一            | 藤原泰広      |
| むつ市中央二丁目一の六 | むつ市新町一七の四〇 | 十和田市西十四番町三四 | むつ市大畑町兎沢二二七の七 | 八戸市大字鮫町字古馬屋二三の一五 | むつ市大字城ヶ沢字砂川目三の四九 | 三戸郡南部町大字福田字西久根四三の一 | 八戸市多賀台二丁目一の六 | 八戸市大字常番町五の一 | 八戸市大字鷹匠小路一七 | 八戸市南郷区大字市野沢字市野沢一六 | 八戸市大字白銀町字三島上三〇の三 | 八戸市大字新井田字長塚二の三 | 八戸市一番町一丁目一の八 | 八戸市湊高台二丁目一五の二九 | 南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一五一 | 平川市碓ヶ関古懸鳥井一五の一一 | 三沢市古間木山八九 |
| 一九・六・六      | 一九・六・六     | 一九・六・五      | 一九・六・五        | 一九・六・三           | 一九・六・八           | 一九・六・三             | 一九・六・八       | 一九・六・五      | 一九・六・五      | 一九・六・五            | 一九・六・五           | 一九・六・五         | 一九・六・五       | 一九・六・五         | 一九・六・四             | 一九・六・四          | 一九・六・四    |

|              |              |                  |                 |                       |               |            |                |
|--------------|--------------|------------------|-----------------|-----------------------|---------------|------------|----------------|
| 日土じゅん後援会     | 千賀武由後援会      | 敬友会              | 十符の会            | ふくち誠後援会               | 成田善一を県政へ送る会   | 佐々木隆徳後援会   | 木村兼田後援会        |
| 木下 千代治       | 村林正史         | 立花敬之             | 小坂 徹            | 福地正治                  | 石岡昭年          | 能代信吉       | 木村銀一           |
| 杉山鉄雄         | 千賀 けい子       | 花田 均             | 小坂 敬一朗          | 花田 忍                  | 奈良淳子          | 川崎 正       | 木村孝利           |
| むつ市中央二丁目九の二〇 | むつ市大畑町上野九三の四 | 八戸市大字売市字観音下五六の一七 | 上北郡野辺地町字野辺地一の一八 | 南津軽郡田舎館村大字畑中字観妙寺八一の一〇 | 弘前市大字新寺町五五の二一 | むつ市脇野沢本村一七 | 平川市碓ヶ関古懸南不動野二八 |
| 一九・七・三       | 一九・七・四       | 一九・七・六           | 一九・七・九          | 一九・七・〇                | 一九・七・三        | 一九・七・七     | 一九・七・九         |

青森県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

|                   |       |              |              |          |
|-------------------|-------|--------------|--------------|----------|
| 政治団体の名称           | 異動事項  | 新            | 旧            | 届出年月日    |
| 民主党青森県参議院選挙区第一総支部 | 会計責任者 | 葛西 敏一        | 倉谷 政子        | 平成一九・六・一 |
| 主たる所在地            |       | 弘前市愛宕字山下七二の一 | 弘前市賀田一丁目二〇の二 |          |



| 政声の会    | 杉山肅後援会  | 会金崎盛三後援 | 會長内正宏後援 |        | モリこうアオの会 | 青森県土地家屋調査士政治連盟 |       | 政治団体の名称 | 異動事項 | 自由民主党黒石支部 | 民主党青森県第二区総支部 |             |         | 自由民主党岩木支部 |              |        |       |
|---------|---------|---------|---------|--------|----------|----------------|-------|---------|------|-----------|--------------|-------------|---------|-----------|--------------|--------|-------|
|         |         |         | 代表者     | 会計責任者  |          | 代表者            | 代表者   |         |      |           | 代表者          | 代表者         | 代表者     | 代表者       | 代表者          | 代表者    | 代表者   |
| 澤口 健蔵   | 武川 富士男  | 小笠原 マサ  | 長内 正宏   | 長内 正宏  | 葛西 敏一    | 岩澤 進           | 小林 要蔵 | 新       |      | 村上 末次     | 高樋 憲         | 黒石市乙徳兵衛町三の一 | 川村 尚史   | 中野渡 詔子    | 十和田市西十四番町三四  | 前田 明美  | 本間 忠彰 |
| 杉山 肅    | 木村 定一郎  | 小笠原 義美  | 鎌田 吉卿   | 新岡 良一  | 平山 かおり   | 小林 要蔵          | 工藤 力  | 旧       |      | 福山 フジエ    | 中田 博文        | 黒石市山形町一九    | 黒川 修    | 田名部 匡省    | 上北郡七戸町字寺裏九の七 | 柴田 典明  | 石田 純一 |
| 一九・六・二五 | 一九・六・二五 | 一九・六・二〇 | 一九・六・二  | 一九・六・二 | 一九・六・一   | 一九・六・一         | 平成    | 届出年月日   |      | 一九・七・三    |              |             | 一九・六・二五 |           |              | 一九・六・二 |       |

政党以外の政治団体

| 青森県商工政治連盟 | 会相馬勝治後援 | 会かなや昭後援 | 日本原燃労働組合政治連盟 |        | 青森市医師連盟 | 会古川健治後援 | あへ春市連合後援会 | 北の未来塾  | 青森県柔道整復師連盟津島雄二後援会   |         | 青森県柔道整復師連盟 |         | 辻村司朗後援  |         |         |
|-----------|---------|---------|--------------|--------|---------|---------|-----------|--------|---------------------|---------|------------|---------|---------|---------|---------|
|           |         |         | 代表者          | 代表者    |         |         |           |        | 代表者                 | 代表者     | 代表者        | 代表者     |         | 代表者     |         |
| 佐藤 光彦     | 相馬 寛城   | 相馬 勝治   | 工藤 由蔵        | 中戸川 徹  | 宮内 善浩   | 永井 政男   | 寺下 稔      | 片谷 圭   | 青森市長島二丁目一二の六        | 北の未来塾   | 八木橋 次男     | 佐藤 金一   | 八木橋 次男  | 佐藤 金一   | 辻村 和徳   |
| 五十嵐 昇     | 船橋 文明   | 古館 春雄   | 高橋 敬         | 織笠 諭   | 田中 健    | 成田 祥耕   | 松尾 拓爾     | 阿部 弘治  | 北津軽郡中泊町大字小泊字鯨貝一四〇の一 | 北の未来政経塾 | 太田 昭男      | 斎藤 尚道   | 太田 昭男   | 斎藤 尚道   | 辻村 司朗   |
| 一九・七・九    | 一九・七・三  | 一九・七・三  | 一九・七・三       | 一九・七・二 | 一九・七・二  | 一九・七・二  | 一九・七・九    | 一九・七・五 | 一九・七・三              |         | 一九・六・二五    | 一九・六・二五 | 一九・六・二五 | 一九・六・二五 | 一九・六・二七 |

|         |       |         |       |
|---------|-------|---------|-------|
| 高橋文雄後援会 |       | 代表者     | 高橋 誠人 |
| 会計責任者   | 川畑 光廣 | 福田 嘉富   | 川畑 光広 |
|         |       | 一九・七・二四 |       |

青森県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

| 政治団体の名称     | 解散年月日     | 届出年月日    |
|-------------|-----------|----------|
| 鈴木重令後援会     | 平成一九・五・一五 | 平成一九・六・六 |
| 嶋中俊彦を励ます会   | 一九・三・二六   | 一九・六・七   |
| 長内正宏後援会     | 一九・六・七    | 一九・六・二   |
| 小笠原恒雄後援会    | 一八・九・三〇   | 一九・六・一五  |
| 鳴海広道後援会     | 一八・六・二六   | 一九・六・一九  |
| 小比類巻雅明後援会   | 一九・五・三    | 一九・六・一   |
| 伝法谷謙一後援会    | 一九・六・三    | 一九・六・一   |
| 市ノ渡久治後援会    | 一九・六・一    | 一九・六・一〇  |
| 中村ひろひこ青森後援会 | 一九・六・一    | 一九・六・一〇  |

|            |         |         |
|------------|---------|---------|
| 杉山肅後援会     | 一九・六・二  | 一九・六・二五 |
| 政声の会       | 一九・六・三  | 一九・六・二五 |
| 工藤省三横浜町後援会 | 一九・五・三  | 一九・六・二五 |
| 辻村司朗後援会    | 一八・八・二六 | 一九・六・七  |
| 松野武司後援会    | 一九・五・二〇 | 一九・六・七  |
| 三上純一後援会    | 一八・三・一五 | 一九・六・二六 |
| 清野力後援会     | 一八・三・三  | 一九・六・七  |
| 白戸勝茂後援会    | 一九・六・三〇 | 一九・七・四  |
| 藤田一則後援会    | 一九・一・一〇 | 一九・七・三  |
| 佐藤松男後援会    | 一九・六・三〇 | 一九・七・八  |

青森県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

| 届出者の氏名<br>(公職の種類)   | 資金管理団体の<br>名称 | 代表者<br>氏名 | 主たる事務所の<br>所在地      | 届出<br>年月日    |
|---------------------|---------------|-----------|---------------------|--------------|
| 上田 善四郎<br>(八戸市議会議員) | 善友会           | 上田 善四郎    | 八戸市大字新井田字<br>横町三〇の一 | 平成<br>一九・六・一 |



|                    |                  |                   |                    |                    |                    |                    |                     |                    |                    |                    |                    |
|--------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 立花 敬之<br>(八戸市議会議員) | 宮下 順一郎<br>(むつ市長) | 中野渡 詔子<br>(衆議院議員) | 島脇 一男<br>(八戸市議会議員) | 坂本 美洋<br>(八戸市議会議員) | 藤川 優里<br>(八戸市議会議員) | 豊田 美好<br>(八戸市議会議員) | 壬生 八十博<br>(八戸市議会議員) | 越後 賢司<br>(八戸市議会議員) | 上條 幸哉<br>(八戸市議会議員) | 工藤 雄剛<br>(八戸市議会議員) | 小屋敷 孝<br>(八戸市議会議員) |
| 敬友会                | 順誠会              | みことの会             | うみねこの会             | 美洋会                | 藤娘会                | 豊美会                | 南風会                 | 三島会                | 幸友会                | ごとうゆう会             | 孝創の会               |
| 立花 敬之              | 宮下 順一郎           | 中野渡 詔子            | 島脇 一男              | 坂本 美洋              | 藤川 優里              | 豊田 美好              | 壬生 八十博              | 越後 賢司              | 上條 幸哉              | 工藤 雄剛              | 小屋敷 孝              |
| 八戸市大字売市字観音下五六の一七   | むつ市中央二丁目一の六      | 十和田市西十四番町三四       | 八戸市大字鮫町字古馬屋二三の一五   | 八戸市多賀台二丁目一の六       | 八戸市大字常番町五の一        | 八戸市大字鷹匠小路一七        | 八戸市南郷区大字市野沢字市野沢一六   | 八戸市大字白銀町字三島上三〇の三   | 八戸市大字新井田字長塚二の三     | 八戸市一番町二丁目一の八       | 八戸市湊高台二丁目一五の二九     |
| 一九・七・六             | 一九・六・六           | 一九・六・五            | 一九・六・三             | 一九・六・八             | 一九・六・五             | 一九・六・五             | 一九・六・五              | 一九・六・五             | 一九・六・五             | 一九・六・五             | 一九・六・五             |

青森県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に

より告示する。

平成十九年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

|                   |           |           |              |                |          |
|-------------------|-----------|-----------|--------------|----------------|----------|
| 届出者の氏名<br>(公職の種類) | 資金管理団体の名称 | 異動事項      | 新            | 旧              | 届出年月日    |
| 升田 世喜男<br>(衆議院議員) | 北の未来塾     | 資金管理団体の名称 | 北の未来塾        | 北の未来政経塾        | 平成一九・七・三 |
|                   | 主たる所在地    | 主たる所在地    | 青森市長島二丁目一二の六 | 北津軽郡中泊町大字小泊字一四 |          |

青森県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

法第十九条第三項第一号による届出

|                   |           |        |            |          |
|-------------------|-----------|--------|------------|----------|
| 届出者の氏名<br>(公職の種類) | 資金管理団体の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日    |
| 鳴海 広道<br>(黒石市長)   | 鳴海広道後援会   | 鳴海広道   | 黒石市油横二二六   | 平成一九・六・九 |

法第十九条第三項第二号による届出

|        |       |           |              |                     |
|--------|-------|-----------|--------------|---------------------|
| 代表者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地   | 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日 |
| 杉山 肅   | むつ市長  | 政声の会      | むつ市小川町二丁目九の八 | 平成一九・六・二五           |

備考

政声の会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は杉山肅、公職の種類はむつ市長である。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭